

## ● 施工計画の評価

施工計画の評価については、監督員・主任監督員・検査員の3名の絶対評価により行うこととなります。

評価実施時には、平等性を確保するため、「商号又は名称」を記号等に置換え、会社名が特定できないような状態にし、それぞれの評価者が別々に評価いたします。

総合評価落札方式における施工計画の評価については、文章の書き方、まとめ方等の文章力を評価するのではなく、記載してある内容（事項）が判断の基準となります。

施工計画書を作成する際には、10.5ポイント程度の大きさと記載してください。

## ● 施工計画作成時のヒント及び注意点

【当該工事現場の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）】

- ・ 記載の仕方は、箇条書きにより記載
- ・ 現場の把握状況について評価の対象とするため、現場状況、交通状況、周辺施設状況等を記載する
- ・ 施工時期等を踏まえ、気象条件等を考慮し記載する。

【施工上の課題、配慮すべき事項】

工事内容により留意点が異なり、色々あると思うが、留意点を箇条書きにより10項目程度記載する。

### ● 事例1

- ・ 人家が多く張り付いている現場施工時の配慮点
- ① 重機の騒音・振動・工事車両通行時の粉塵対策
- ② 重機搬入時には、架空線に注意
- ③ 地元への工事周知により、工事への理解を求め、苦情対策に努める
- ・ 資材等搬入時及び重機による施工時の安全対策
- ・ コンクリート打設計画時の打設順序、打ち継ぎ目処理

【課題への対応】

施工現場における課題への対応策の評価

- ・ 留意事項と対応策の関連性を詳細に記載
- ・ 箇条書きした留意点に対応する対応策を詳しく記載する。

【評価の対象と考えられない具体的な記載例】

### 1. 目的を達成するための工夫

施工計画の評価は、対象工事の条件・現場の状況を踏まえて評価項目の内容を達成するための工夫を評価することになります。

そのため、契約図書、各種法令で定められて、請負者としては当然行わなければならないことでも、目標を達成するための方法や目標値等の具体的な工夫の内容について評価します。

### ● 事例1

「工事期間中は、安全巡視を行います。」

栃木県土木工事共通仕様書1-1-32（工事中の安全確保）-8により、請負者が当然行わなければならない重要な事項ですが、この目標を達成するための方法・手法の記載がないため、評価の対象とはならない。

### 2. 記載内容の具体性

記載された内容に具体性がなければ、その実施の信頼性に乏しく、また、実施の内容に幅があり

事後の確認が困難となります。

そのため、目標を達成するための方法などの具体的な工夫について、その内容を評価します。

● 事例 2

「工事の実施により、周辺に渋滞が発生しないよう、適切に対応します。」

具体性がなく、どんな工夫をして、適切な対応を行うのかわからないため、評価の対象とならない。

3. 曖昧な表現

「原則として・・・」「・・・するように努める。」「必要に応じ・・・する。」等の表現は、記載内容について履行するのかわからないのか不明確となります。

● 事例 3

「原則として・・・」は、・・・しない場合もあるという意味となる。

「・・・するように努める。」「できる限り・・・」「必要に応じ・・・する。」は、判断に個人差があるため、評価の対象とならない。

## 施工計画の履行状況の確認について

施工計画に記載した内容は、施工後はもちろんのこと、施工中にも記載した内容と同等以上の施工を行っているかどうかを確認いたします。

できもしないことを施工計画に記載したり、記載している内容を行わなかった場合、工事成績評点において減点の対象となります。

そのため、施工計画に記載した内容は担保されることを念頭に置いて施工計画を作成してください